

秋田県緊急時介護・障害福祉人材応援派遣に係る コーディネート事業実施要領

第1 事業目的

介護サービス事業所・施設等（令和4年4月8日付老発0408第4号厚生労働省老健局長通知に定義される「介護サービス事業所・施設等」をいう。以下同じ。）及び障害福祉サービス施設・事業所等（令和4年3月31日付障発0331第9号厚生労働省障害保健福祉部長通知に定義される「障害福祉サービス施設・事業所等」をいう。以下同じ。）（以下「施設等」という。）で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、職員等が感染する等で出勤が困難となるなど、当該施設等や運営主体単体での対応が困難になることが想定されることから、職員が不足する施設等に他の施設等から応援職員を派遣し、施設等のサービス提供を継続することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は秋田県とする。ただし、業務を社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ委託する。

第3 事業実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

第4 事業の内容

(1) コーディネート事業

ア 緊急応援コーディネーターの配置

県社協は、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、施設等間による職員の相互応援体制を確保するため、緊急応援コーディネーターを配置するものとする。

イ 緊急応援コーディネーターの役割

緊急応援コーディネーターは、秋田県から事業への協力を依頼された、秋田県老人福祉施設協議会、特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会、秋田県社会福祉法人経営者協議会、秋田県介護老人保健施設連絡協議会、秋田県認知症グループホーム連絡協議会及び秋田県障害福祉団体協議会（以下「関係団体」という。）と連携の上、本事業の推進に向けた活動を行うものとする。

(2) 応援可能施設等の登録事業

ア 応援可能施設等を通じた応援可能職員数の把握

県社協は、施設等の運営主体に対して、応援職員派遣の可否について照会する。ただし、応援職員派遣が可能な施設等（以下「応援可能施設等」という。）の登録状況や要望等を踏まえ、登録される応援内容については柔軟に対応するものとする。

照会内容は次のとおりとする。

- ① 名称、所在地、施設長等名、保険加入の有無、連絡先等、応援可能施設等の情報
- ② 応援職員の数
- ③ 応援職員派遣可能日数及び業務
- ④ 職員派遣ができない場合の利用者受入等の代替応援手段
- ⑤ 厨房や清掃などの後方支援はできない、応援職員の宿泊先を手配してほしい

いなど、その他応援に際しての要望等

イ 応援可能施設等一覧の作成及び管理

県社協は、アにより回答のあった応援可能施設等について、その一覧（以下「応援可能施設等一覧」という。）を取りまとめるものとする。

応援可能施設等一覧には、アの①から⑤の事項等について記載しなければならない。

なお、取りまとめた応援可能施設等一覧について変更等があった場合、県社協は随時更新等を行い適切に管理するものとする。

また、県社協は、事業に関して知り得た個人情報を実業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 業務内容の周知及び関係団体との連携等

県社協は、応援可能施設等の運営主体に対し(3)イ（ウ）にいう応援職員の業務内容について十分に周知を図るほか、業務の実施にあたっては、関係団体との連携の上実施するものとする。

(3) 応援職員の派遣支援等事業

ア 本事業による支援の方針（ガイドライン）

応援を行う職員等自身の保護及び実際に応援を行う職員を派遣する施設等（以下「応援元施設等」という。）への影響を考慮し、新型コロナウイルス感染者の発生した施設等（入所施設におけるクラスターの発生を想定。以下「感染施設等」という。）における利用者に対する直接処遇への応援は原則として同一運営主体が運営する別の施設等（以下「同一運営主体内別施設等」という。）の職員等に限ることとし、本事業による支援は、職員等が応援に入ることにより結果的に職員等が不足する同一運営主体内別施設等での業務への従事を基本に、感染リスクを排除した上での応援を実施するものとする。

イ 応援職員による派遣支援のサービス等

派遣支援する応援職員のサービス等については次のとおりとする。

(ア) 応援可能期間

応援職員を受け入れる施設等の希望する期間とする。ただし、応援可能期間は応援職員一人につき14日間を限度とする。

(イ) 応援職員の勤務時間

応援職員には日勤業務を行わせることとし、夜勤等は行わせないものとする。

(ウ) 応援職員の業務内容

応援職員を受け入れる施設等は、予め応援職員に行わせる業務内容を定めるものとし、県社協を通じて応援職員へ周知することとする。

また、応援職員を受け入れる施設等は、応援職員に対し業務内容を現場において適宜指示等するものとする。

(エ) 応援職員の服装等

応援職員が利用するユニフォームやマスク、手袋等の衛生用品については、応援職員を受け入れる施設等において準備の上、支給又は貸与することを原則とする。なお、県は、必要に応じて衛生用品等の支援等を行うこととする。

ウ 応援職員の派遣実施の方法

(ア) 派遣依頼

応援職員の派遣を希望する施設等の運営主体は、県社協に対し、次の事項等を記載の上、派遣依頼するものとする。

① 応援職員の派遣を求める施設等名称

② 応援職員による支援を希望する人数

③ 応援職員に行わせる業務内容

④ 応援希望期間

(イ) 応援職員の派遣調整

県社協は、(ア) の派遣依頼を受け、応援可能施設等一覧の中から応援職員の派遣を求める施設等に対して派遣調整業務を行う。

応援元施設等の運営主体の了承を得た場合は、依頼した運営主体に対して通知するとともに、派遣するに際して必要な次の事項について両運営主体間を仲介の上調整するものとする。

① 応援職員の派遣をする施設等名称

② 応援職員の所属施設等名称及び職員の氏名

③ 応援職員に行わせる業務内容

④ 応援期間

⑤ その他必要な事項

(ウ) 応援職員の派遣に要する費用等

応援職員が宿泊を要する場合は応援職員を受け入れる施設等が宿泊手配を行うこととし、応援職員の旅費（交通費、宿泊を要する場合の宿泊費及び宿泊手配等に要する費用）は、応援職員を受け入れる施設等が負担するものとする。なお、県は、必要に応じて応援職員の旅費に対する支援策（緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業、障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業等）を紹介することとする。

(エ) 応援職員の派遣終了

一連の応援職員の派遣が終了したとき、依頼した運営主体は派遣終了報告を県社協に提出するものとする。

また、応援元施設等の運営主体は、応援職員の派遣に要した費用等がある場合は、その報告を県社協に提出するものとする。

県社協は両運営主体からの報告を受領後、県に提出するとともに、県は、必要に応じて応援元施設等の運営主体に支援策を紹介することとする。

エ 例外的対応

同一運営主体内別施設等がない等感染施設等の状況によっては、アの方針に関わらず、陰性が確認された利用者の受入れや感染施設等への応援職員の派遣など、感染施設等の要望等に合わせた対応可能な支援を選択し実施することも差し支えないこととする。

ただし、やむを得ず感染施設等の応援を行う場合であっても厨房や清掃などの後方支援に限るなど感染リスクを排除した上での応援とする。

この場合、県社協は利用者の受入れや後方支援などが可能な施設等を抽出してウ（ア）の依頼をした運営主体に伝えるものとする。

第5 書類の保管

県社協は、本要領に定める事業の関係書類について、事業完了から5年間保管するものとする。

第6 医療機関への対応

秋田県内の医療機関の運営主体から、秋田県に対し、応援職員の派遣を希望する要請があり、秋田県が必要と認めるときは、第1の規定にかかわらず、当該医療機関をこの要領に定める施設等とみなすものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、県社協と協議し、秋田県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。